

令和5年度第6回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和6年3月14日（木）午前10時00分～午前10時32分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員12名

公益 押野委員、コーエンズ委員、本間委員、丸山委員、村山委員

労働者側 石川委員、大類委員、西部委員

使用者側 岩田委員、太田委員、太沼委員、丹委員

【欠席】労働者側・遠藤委員、柿崎委員、使用者側・鈴木委員

（事務局） 小林労働局長、富田労働基準部長、高橋賃金室長、
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

（1）令和6年度山形県特定（産業別）最低賃金に係る意向表明について

（2）令和6年度審議会開催日程（案）について

（3）その他

5 議事経過

○村山会長

ただ今から、第6回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。最初に本日の出席者の状況及び審議会の公開等について事務局から報告してください。

○事務局：高橋

本日は、労働者側の遠藤委員、柿崎委員、使用者側の鈴木委員が欠席されておりますが、公益委員5名、労働者側委員3名、使用者側委員4名、計12名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。なお、カメラ撮影については冒頭の部分を許可しております。

○村山会長

それでは、審議会の開催に当たり山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○小林労働局長

本日は、年度末の大変お忙しい中、第6回山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃から労働行政の運営に関しましてご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。さて、今年度の山形地方最低賃金審議会につきましては、昨年7月7日の第1回から本日を含めて6回を重ねました。地域別最低賃金の専門部会を6回、四つの産業別の特定最低賃金専門部会を延べ13回、合わせて25回にわたる調査・審議を尽くしていただきました。委員の皆様の真摯なご審議により、山形県最低賃金は中央最低賃金審

議会が示した目安額 39 円に 7 円上乗せして 46 円の引上げ、特定最低賃金については四つの産業全てにおいて 42 円引上げの答申を頂き、いずれもこれまでで最高の引上げ額となりました。これも、村山会長をはじめ、委員の皆様への最低賃金制度へのご理解、使用者・労働者それぞれのお立場での地域の実情を踏まえた真摯なご審議の賜物と考えており、あらためて感謝を申し上げます。賃金の動向に関しまして、現在、春季労使交渉の最中ということで昨日が大手の集中回答でしたが、報道を見ますと昨年を上回る回答が幅広い産業で多く見られるということでこれから中小企業の妥結、回答なっていくと思えますけど、政府といたしましても構造的な賃上げの実現に向けた環境整備を図るとして取り組んでおりまして、当局においても先般、地方版政労使会議を開催し、賃金引上げに係る機運醸成と各委員による意見交換等を実施したところです。このような背景のもと、来年度の最低賃金の動向につきましては、昨夏時点で 2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1500 円となることを目指す、との総理発言もございましたけれども、今年の賃金引上げに係る動きも踏まえまして、来年度の審議については非常に注目されるものと考えております。委員の皆様方には、引き続きご苦勞をおかけすることになります。今後とも、本審議会及び労働行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開催に当たってのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長

ありがとうございました。それでは議事に入ります。本日の配付資料について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

1 ページ資料 I-1 をご覧いただきたいと思えます。令和 5 年度山形地方最低賃金審議会の開催状況でございます。まず、7 月 7 日に第 1 回本審議会を開催し、山形労働局長から地域別最低賃金の改正諮問を行い、専門部会を設置いたしました。7 月 24 日の第 2 回本審議会においては、第 1 部は関係労使、労働者側 3 名、使用者側 1 名からの意見聴取を行いました。第 2 部は基礎調査結果について事務局からご報告いたしました。地域別最低賃金専門部会については、7 月 25 日から 8 月 17 日まで 6 回にわたって審議を重ねていただきましたが、全会一致には至りませんでしたので、公益見解を採決し、賛成多数により 46 円引上げの 900 円で結審し、10 月 14 日に改正発効となりました。産業別の特定最低賃金については、9 月 5 日の第 4 回本審議会において必要性ありとの答申を頂きましたので、金額改正の諮問を行い、四つの専門部会を設置いたしました。産業別の特定最低賃金専門部会については、9 月 25 日に四つの部会合同で第 1 回専門部会を開催し、その後は、10 月 23 日までの間に各部会とも 3 回にわたって金額審議を重ねていただきました。一般機械製造業は公益委員見解を労使双方が受入れて全会一致で 42 円引上げの 961 円、電気機械器具製造業は公益委員見解を提示し、賛成多数により 42 円引上げの 945 円、自動車部品製造業は公益委員見解を提示し、賛成多数により 42 円引上げの 961 円、自動車整備業は全会一致により 42 円引上げの 965 円でそれぞれ結審し、四つの産業とも 12 月 25 日に改正発効となりました。本日、第 6 回本審議会として、次年度の特定最低賃金の意向表明を受け、ご審議を頂きます。次に、2 ページ 3 ページ資料 I-2 をご覧ください。令和 5 年度全国の地域別最低賃金の決定状況でございます。北海道から順に並べたものと、次のページが金額順に並べたものがございます。金額順の方でご説明いたします。多くの都道府県が●使用者側反対、あるいは▲労働者側反対での結審となりました。引上げ額についてですが、C ランク県の多くが、目安額に大幅に上積みいたしました。最高が 8 円上積みした佐賀。7 円上積みした鳥取、島根、山形。

6円上積みした大分、青森、長崎、熊本。5円上積みした秋田、高知、宮崎、鹿児島となっており、これほどの上積みはこれまでにはなかった状況でございます。各県とも人材流出等への懸念から中央との格差縮小の意識が強く働いたものと考えております。全国加重平均額は1004円となり、1000円超えは、これまでの東京、神奈川、大阪に加えて埼玉、愛知、千葉、京都、兵庫の8都府県となりました。山形と同じ900円は福島、鳥取、佐賀。金額の高いほうから数えて32位グループとなりました。最高額の東京都と山形県の関係では、比率は79.7%から80.9%と高くなっております。差額は218円から213円と5円縮小しております。全国加重平均との関係でも比率が高くなり、差額は縮小しております。次に、4ページ資料I-4をご覧くださいと思います。全国の特定最低賃金の審議結果をまとめたものでございます。全国で235業種あるうちの143の業種が改正の必要性ありとなりまして、そのうちの約85%に当たる122件が全会一致で結審しております。一番下の山形県特賃額の地賃額比のところですが、山形県の特定最低賃金と地域別最低賃金との比が載っております。一般機械製造業が106.8%、電気機械器具製造業が105.0%、自動車部品製造業が106.8%、自動車整備業が107.2%となっております。特賃額の地賃額に対する比率の特性値の表に当てはめると、四つの産業とも中位数と第3四分位数の間に収まっております。次に5ページから7ページにかけてが、全国の特定最低賃金の審議・決定状況でございます。水色のところは改正の申出がなかったところです。黄色のところは改正の必要性なしとなったところです。オレンジ色のところは申出があったものの取下げられたものや諮問に至らなかったものです。詳しくは後ほどご覧いただければと思います。次に、16ページをご覧くださいと思います。最低賃金引上げに向けた中小企業、小規模・零細事業者等への支援事業の実施状況でございます。業務改善助成金でございますが、令和5年度中に、対象事業場を拡大したこと、一定の条件を満たせば賃金引上げ後の事後申請を可能としたこと、助成率区分の金額を上げるなど、より活用しやすい制度といたしました。使用者団体の皆様、労働組合の皆様のご協力もいただきまして周知広報に努めた結果、2月末で193件の申請となっております。ここ何年かと比べても多く申請いただいている状況であります。4月以降には、一部見直しをした上で継続してまいりますので、引き続き周知広報、制度の利用促進に努めてまいりたいと考えております。次に、17ページ資料V-2をご覧くださいと思います。ご存じの方も多いかと思いますが、昨年、公正取引委員会が公表した労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針でございます。中小企業・小規模事業者が持続的に賃上げを行うための原資を確保するため労務費の価格転嫁を進めることが重要かと思っております。参考に後ほどご覧いただければと思います。

○村山会長

ただ今の説明について、質問等ございましたらお願いします。それでは、議事に入ります。議事の(1)令和6年度特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る意向表明についてであります。労働者側から説明をお願いいたします。

○労働者側：石川委員

連合山形の石川でございます。私のほうからは次年度の特定最低賃金意向表明の説明をさせていただきます。本日配付いただいております資料の8ページから11ページまでのとおり、適用労働者数によって申し入れることを表明するものであります。共通認識であろうとは思いますが、産業界の人手不足がさらに深刻化しておる状況となっております。山形県においても、毎年のように1万人以上の人口が流出しており、県内、昨年的人口104万人余りと前々年より約1.31%減少しており、減少率に至っては全国で4番目に高い、非常に

危機的な状況と言えます。伴って労働力も流出しており人手不足が加速し、既存の労働力の奪い合い、その辺が初任給や採用賃金の高騰に影響を与えておるような状況でございます。山形県は、東北南3県が経済圏と考えますと、労働力が非常に流出しやすい環境にあると言わざるを得ないと思っております。そういった環境下で特定最低賃金の引上げは産業に大きく関わってくるのではないかと考えます。山形県が設定している四つの特定最低賃金を引上げることによって他県からの労働力を引き込むという気概を持って対応すべきではないのかと考えております。山形県最低賃金は昨年真摯な議論のもとで900円となりました。特定最低賃金の優位性確保が多少課題となりつつありますが、事業の公正競争をより高いレベルで確保し産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割は今後も何ら変わるものではありません。公正競争の担保や産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う人材獲得競争などを鑑みれば、むしろ特定最低賃金の意義や必要性はより一層高まってきているのではないかと考えております。その辺の重要性を再認識し、真摯な議論を尽くしてまいりたいと考えております。先ほど局長からもございましたけども、昨日、春の労使交渉の大手の集中回答日でありました。連合山形加盟においても複数の加盟単組妥結報告をいただいております。県内においても、中小ながらも満額といった企業も複数ありました。ですが、県内中小においては、継続的な人手不足だったり、価格転嫁が道半ばであったり、どちらかというとなら防衛的というか、あとはデフレ脱却のため先行した人への投資だったり、その辺を英断される企業も少なからずあるのかなと考えております。労務費確保のための適正な取引の実現に向け、私たちのほうも現在取り組みを進めておる状況です。来年度の審議会においても、引き続き山形県の最低賃金がどうあるべきかという観点を熟慮した対応をお願いしたいと考えております。

○村山会長

ただ今の労働者側からの説明について、使用者側から質問等はございませんでしょうか。

○使用者側：丹委員

質問は特にありません。現段階では申出を承っておきますというところで留保させていただきたいと思っております。

○村山会長

他の委員、公益も含めて問いませんが何かご質問等お持ちの委員をお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。それでは、これに関連して特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：丹野

資料12ページについてご説明いたします。例年ものの調査となっておりますが、令和5年6月に令和3年経済センサス活動調査が公表されたことを踏まえ、本調査についてもセンサス情報を更新しました。表の右上、昨年度調査までは平成28年経済センサスとなっておりますが、今年度以降は令和3年経済センサスを参照することとなります。自動車整備業については、分解整備従事者を対象としておりますが、町の整備工場やディーラー等様々な業種で分解整備従事者がおり、センサスの情報からは算出できないことから、従来からとなっておりますが、山形県自動車整備振興会様がまとめていらっしゃる数値を基に算出しております。また、センサス情報のほか本調査では労働保険の成立、廃止状況についても確認し反映しております。表の見方になりますが、各項目三段構成となっております、上段が昨年度の

数値、下段が今年度の数値、中段が変動した数値となっております。一般機械であれば、昨年度調査では 71 事業所ございましたが、今年度調査では 83 事業所、12 の増加、労働者数は昨年度調査では 2497 人、今年度調査では 3541 人、1044 人の増加となっております。除外労働者につきましては、基礎調査の集計結果を参考に労働者のうち何割が除外になるかを推計した数値となっております。基礎調査は毎年同一事業所を対象にしているものではなく無作為抽出による調査のため、調査年によって増減幅が異なります。労働者数から除外者数を引いた数値が各産業における適用労働者数となり、上から順に一般機械は 3275 人、電気機械は 17084 人、自動車部品は 4808 人、自動車整備は 3128 人となります。昨年度調査から、大幅に増加した産業が見られますが、要因としてはセンサデータが更新されたこと、労働保険の成立、廃止状況を反映させたことなどが考えられます。その他、令和 6 年 4 月 1 日より、産業分類が改定されますが、本県の特定最低賃金において特段影響はございません。

○村山会長

ただ今の説明についてご質問等ありますか。よろしいでしょうか。労働者側から特定最低賃金について、次年度も改正に関する申出を行う意向表明がなされました。委員の皆様には、次年度も特定最低賃金の審議が行われるとの心づもりをお願いいたします。また、事務局においても、特定最低賃金の審議が行われることを前提として準備をお願いいたします。続きまして、議事の（２）令和 6 年度の審議会開催日程について、現時点での大まかな流れについて事務局からご提案をお願いします。

○事務局：高橋

13 ページをご覧ください。令和 6 年度の本審議会、専門部会の流れについて、説明及び提案をさせていただきます。大まかには令和 5 年度と同じように考えております。審議日程を組むに当たっての考え方ですが、労使の各委員から近隣県の状況も見ながら審議できる日程での調整が望ましい、とのご意見をいただいておりますし、また、昨年 4 月に中央最低賃金審議会が取りまとめた目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、発効日について、10 月 1 日や 10 月の早い時期でなければならぬと認識している場合も見受けられるが、発効日とは審議の結果で決まるもの、という見解があらためて示されております。本県の審議においては、やはり、他県の状況を参考にできるように、若干遅めのスケジュールがよいのではと考えております。しかしながら、大幅に発効日が後ろにずれるのも好ましくありませんので、この辺りの調整が必要かと考えております。会議開催の時間帯についてですけれども、特に専門部会の大詰めの回や結審予定の回については、できるだけ遅い時間帯での開催、例えば午後 3 時からとかの開催にすれば、その分他県の状況を参考にし易くなりますので、開催の時間帯についても考慮してまいりたいと考えております。事務局の案ですが、6 月下旬から 7 月上旬にかけて第 1 回本審議会を開催し労働局長から改正諮問をさせていただきたいと考えております。7 月下旬に第 2 回本審議会を行い、参考人意見聴取と目安伝達を行いたいと考えております。目安伝達についてですけれども、令和 5 年度と 4 年度においては、中央最低賃金審議会の日程が想定より後ろにずれた影響で、日程的に厳しくなりましたので、目安伝達を本審議会で行うことができず、専門部会において行いました。日程的に可能であれば、できれば本審議会において目安伝達を行いたいと考えております。14 ページをご覧ください。これは答申日と発効日の関係を示した表でございます。この表の見方ですけれども、例えば、8 月 9 日に答申をいただくと、異議申出の締切りが 8 月 26 日となり、翌 27 日に異議審を開催すると 9 月 5 日の官報に掲載され 10 月 5 日に効力発生となるという意味です。答申が 20 日の場合は、10 月 17 日に効力発生というふうになります。日程

の考え方ですが、一つは、専門部会の設定が窮屈にはなりますが、お盆休み前の8月9日金曜日に答申まで進める。または、そこを逃しますと、土日祝日お盆休みが続きますので、今年度のように、お盆休み明けの19日月曜日に第6回専門部会で結審して、翌20日火曜日に本審議会で答申を頂く。この辺りの考え方については委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。13ページに戻っていただきまして、産業別の特定最低賃金についてですが、第3回の本審議会で地域別最低賃金の答申を頂いた後に特定最低賃金の必要性の諮問を行い、審議をお願いしたいと考えております。必要性については、第4回本審でも審議頂きまして、改正の必要性が認められれば、直ちに改正諮問を行いたいと考えております。15ページ、資料IV-3をご覧ください。まず、特定最低賃金の発効日ですけれども、例年どおり12月25日で行いたいと考えております。そのためには、10月25日までに第5回本審議会を開催し、答申を頂く必要がございます。13ページに戻っていただきまして、最後は、3月中旬に第6回本審議会を開催しまして、本日同様、次年度の産業別の特定最低賃金についての意向表明をお願いしたいと考えております。次に、地域別最低賃金の専門部会についてですが、中央最低賃金審議会の目安答申が7月下旬にあると想定して、6回の審議日程を確保したいと考えております。次に、産業別の特定最低賃金の専門部会についてですが、9月下旬に四つの産業合同で第1回専門部会を開催いたしまして、部会長・部会長代理の選出、審議日程の確認等を行います。その後は産業ごとに3回の金額審議を行い、10月25日までに開催する第5回本審議会に間に合うように部会結審していただくという案でございます。以上、現時点での大まかな日程案でございます。委員の皆様からご意見をお願いいたします。

○村山会長

ただ今説明のあった日程案について双方のご意見をお聞きしておきたいと思っております。

○労働者側：石川委員

事務局からご提案いただいた日程、スケジュールでいいのかなと思っております。事務局からありましたけれども、全員協議会報告だったり、今年度の目安が示されるのが後ろにズレ込む可能性も無きにしても非らずで、お盆前までの窮屈なスケジュール感で他県の状況を見られない中で審議をするのは多少不安が残るかなと思っております。周囲やCランク県の状況を鑑みて慎重に議論すべきと考えます。ただ、発効日が10月下旬になってしまうのも如何なものかと思っておりますので、提案いただいたスケジュール感でいいのかなと思っております。

○村山会長

使用者側はいかがでしょうか。

○使用者側：丹委員

毎年申し上げておりますが、発効日にあまりこだわるべきではないと思っております。例えば翌年1月という考えもあります。もちろん1日でも早く発効して適用すべきという気持ちもわかりますが、それよりも時間の制約におかれて双方納得のいく形にできない方が損失が大きいのと考えています。8月20日にもこだわる必要はないと思っております。10月中に発効できるのであれば8月最終週になってもいいくらいだと思います。1週間か10日の発効日のズレがどれだけの損失を与えるかというバランスの問題ですが、遅らせたほうが辺りほりを見る余裕もあると考えています。

○村山会長

特に昨年の審議実態をみると、Cランクの場合、様子見で日程が後ろにズレているのが顕著ですので、他県の状況把握ということでは今年は更に遅らせないと様子が見れないような状況もあり得るのかなと思うところであります。労使双方日程の考え方に大きな違いはないと認識させていただきますので、事務局はただ今の双方の意見を踏まえて日程調整を進めていただければと思います。本日用意した議題は以上になりますが、そのほか、何かこの場で発言されたいことがございましたら承ります。よろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

○事務局：高橋

この一年間、事務局として至らない点もあったかと思いますが、委員の皆様の真摯な取り組みのおかげをもちまして、大きな混乱もなく審議会を運営できたものと思っております。あらためまして、委員の皆様のご尽力に対しまして感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。委員の皆様のご任期は来年の3月末までとなっております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。なお、4月に入りましたら、委員の皆様のご都合をお伺いして具体的な日程調整を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長

これをもちまして、令和5年度の山形地方最低賃金審議会の全ての審議が終了となります。一年間の各委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして審議会を終了といたします。ありがとうございました。